

駒ヶ根市障がい者基本計画（案）のパブリックコメント結果について

募集期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月22日（月）

周知方法：市報1月号、市ホームページ、メール、LINE

閲覧場所：駒ヶ根市役所、中沢・東伊那支所、市民サービスコーナー

提出意見：56件（48人）

駒ヶ根市障がい者基本計画（案）に対する市民意見一覧および市の考え方

番号	頁	市民意見の趣旨	意見に対する市の考え方	変更の有無
1	33	<p>生活環境の整備（1）施設の整備において「グループホーム等」の記載では不足しています。障がい者の居場所となる「生活介護事業所」の拡充を提案します。</p> <p>【同じ内容の意見 46件】</p>	<p>本計画の第3章、6生活環境の整備（1）施設の整備の現状と課題において、「日中活動の場も種類によっては十分な数の施設が市内にないことが長年の課題となっています。」と記載しております。生活介護事業所の拡充も大きな課題となっておりますので、計画内に、「グループホームや生活介護事業所等の整備について、事業所に働きかけます。」と記述します。</p>	有
2	10	<p>生活介護の事業所が現在8か所とありますが、養護学校を卒業後、個別の対応を必要とする生活介護の場所がありません。市内に通える場所が必要です。</p>		

3	34	<p>公共施設のおむつ交換ベット数が現状18ヶ所とありますが、ベビー用がほとんどではないでしょうか。大人のおむつ替えベッドがあるのは、市役所、保健センター、赤穂公民館の3ヶ所しか知りません。他にあれば教えてください。</p> <p>大人のおむつ替えベッドを商業施設へ整備するにあたり、補助することも考えていただきたい。</p>	<p>大人のおむつ替えベットは、ご質問のとおり、市役所、保健センター、赤穂公民館の3ヶ所しかありません。残りは、公園等に設置した、子ども用のベットとなります。第3章、6生活環境の整備②施設のバリアフリー化において、「多目的トイレに大人のおむつ交換ができるベットの設置」を記載しています。</p> <p>また、「民間店舗等においても段差解消等に努めていただく等働きかけます」と記載しています。商業施設に対する補助については、今後検討課題といたします。</p>	無
4	34	<p>車いす用駐車場について、市内の一部の銀行では、車いす用駐車場から車いすで店内へ行くのに無理があります。</p> <p>また、シルクミュージアムには車いす用の駐車スペースの白線が薄れ、上から普通車用の白線が引かれています。とても悲しかったです。</p>	<p>第3章、6生活環境の整備の②施設のバリアフリー化において、「民間店舗等においても、段差解消等に努めていただく等働きかけます」と記載しています。</p> <p>シルクミュージアムにおける車いす用駐車スペースの白線につきましては、整備するよう対応します。</p>	無
5	34	<p>(2) 防災体制の充実について、別の市町村では、避難行動要支援者の家の見取り図で、要支援者が家のどこで寝ているかを把握しているそうです。いざという時に、まっすぐ向かえるのでとてもいいなと思いました。</p>	<p>個別避難計画を作成する様式に、見取り図を記載できるよう検討します。</p>	無
6	35	<p>福祉避難所が必要としている人数に対して足りていないなら増やすことも必要ですが、誰をどこの福祉避難所にと決めることにより、要支援者と福祉避難所の双方が知っておくことも大切だと思います。</p>	<p>福祉避難所は、現在20施設となっておりますが、計画期間中に22施設まで増やす計画としております。要支援者ごとの福祉避難所の指定につきましては、災害の規模や施設の安全状況により受け入れ可能な人数等が変動します。そのため、平時から福祉避難所を決めることができません。災害時には、福祉避難所ごとの安全状況や受け入れ可能人数等を把握した上で、受け入れ先を決めて参ります。ご承知おきいただきますようお願いいたします。</p>	無

7	22	(2) 学校教育の充実(義務教育の充実) ①教育相談、就学支援の充実の ア において、「専門性の高い相談員を配置し」とありますが、質の高い相談員の配置は、多様化する子育て支援において必須です。計画にとどまらず、確実に目標を達成してください。	児童生徒の状況に応じて、教育関係者だけでなく、保健師や福祉関係職員などと連携して、教育相談や就園・就学相談に対応していきます。	無
8	15	発達障がいへの理解について、市主催で一般の方々を対象として講義や相談会を開くなど、発達障がいに対する理解を深めるイベントがあれば良いと思います。	第3章、1 理解と交流の推進②福祉教育の充実において、「できるだけ障がいの当事者または支援者から直接話を聞く機会をつくれます。」と記載しています。	無
9	23	発達障がいを持つ児童生徒への保育園や教育機関での対応について、発達障がいを持つ児童生徒が増加傾向のなか、発達障がいに関して理解の深い教育関係者がより増えると良いなと思います。	第3章 2 早期療育、保育、教育の推進(2) 学校教育の充実(義務教育の充実) ②支援体制の充実において、「小学校、中学校教職員に対し、専門的知識や資質を高める研修会の開催など、学校における発達障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。」と記載しています。	無
10	—	移動支援事業について 原則的に通学や通勤・病院には利用できないことは承知しております。時として、保護者だけでは対応できない日もあります。万が一の時、合理的配慮のある事業が展開できるよう、対象範囲の拡充を希望します。	移動支援は、国の地域生活支援事業における支援事業として、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした支援です。サービス利用においては、個々の家庭の状況等把握して上で、適切なサービス利用に繋げてまいります。	無
11	—	発達障がい児の医療について、発達障がいを持つ児童生徒が、医療機関を受診する際、特別な配慮が必要な場合があります。気持ちよく医療機関を利用できるよう、発達障がいでも利用しやすいような医療機関や医療関係者が増えると良いなと思います。	コミュニケーションや感覚刺激等、発達特性により様々な困難さがあります。本人、家族はとても大きな不安な気持ちで受診されること、受診時にどのような配慮があるとその不安が軽減されるか等について、様々な機会を通して啓発等していきます。	無